

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区春日町四丁目30番24号

氏名 株式会社実有輝

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 柳澤 達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 後藤 斎



許可の年月日 平成28年6月15日

許可の有効年月日 平成33年6月14日

## 1 事業の範囲

<p>特別管理産業廃棄物の種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）</li> <li>・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</li> <li>・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）</li> <li>・感染性産業廃棄物</li> <li>・特定有害産業廃棄物（廃PCB等（（1）電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったもの、（2）廃PCB等のうち、PCB濃度が廃PCB等1kgにつき5,000mg以下のもので微量PCB汚染絶縁油を除いたものに限る。）、PCB汚染物（（1）微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの（2）PCB汚染物のうち、次に掲げるもので微量PCB汚染物を除いたもの・汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの。・廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの。・金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているPCBの量が金属くず等に付着している物1kgにつき5,000mg以下のもの。・上記に掲げる物以外の物であって、当該PCB処理物に含まれるPCBの量がPCB処理物1kgにつき5,000mg以下のもの。）</li> </ul>
<p>積替え保管の有無</p>	<p>無し</p>



2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成 28 年	6 月	15 日	新規許可
---------	-----	------	------

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

copy

再複写無効